

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月28日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
道路交通法関係	(1)～(90) (略) (91) <u>道交法第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査の実施及び医師の診断書の提出命令</u> (91)の2 <u>道交法第102条第5項の規定による臨時適性検査の実施</u> (91)の3 <u>道交法第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知</u> (92)～(223) (略)	道路交通法関係	(1)～(90) (略) (91) <u>道交法第102条の規定による臨時適性検査の実施及びその通知</u> (92)～(223) (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。